

様式第9号(第8条関係)

岐阜市告示第67号

要措置区域の公示について

土壤汚染対策法第6条(第2項・~~第5項~~)の規定により、下記のとおり要措置区域を(指定・~~解除~~)した旨、告示します。

平成31年 4月25日

岐阜市長 柴橋 正直

記

1 (指定・~~解除~~)理由

土壤汚染対策法施行規則第31条の基準に適合せず、土壤汚染対策法施行令第5条の基準に該当する。

2 (指定・~~解除~~)区域

岐阜市黒野字二の丸328-8の一部、332-9の一部、332-10の一部、334-1の一部、
334-7の一部、707-2の一部、720-5の一部
(別添のとおり)

3 当該要措置区域において指定基準に(適合しない・~~適合する~~)特定有害物質の種類

1, 1, 1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、六価クロム化合物、シアン化合物
鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

※特定有害物質の種類について令和元年11月29日付け岐阜市告示第440号により一部訂正

4 講ずべき指示措置・~~講じられた実施措置~~

当該土地において地下水の水質の測定を行うこと
基準不適合土壌以外の土壌により覆うこと
(土壤汚染対策法施行規則 別表第6の1の項及び9の項)



図1 要措置区域の位置図

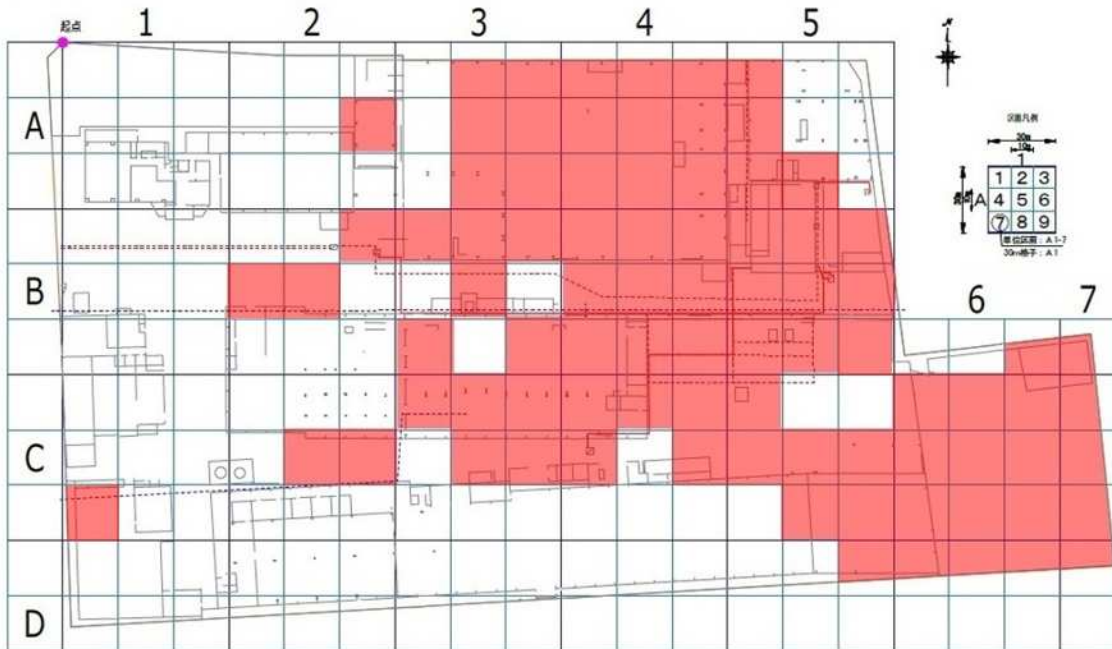


図2 要措置区域図